

## かほく市議会本会議オンライン配信システム 構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

#### (1) 件名

かほく市議会本会議オンライン配信システム構築業務

#### (2) 目的

本会議を直接傍聴できない市民等がインターネット環境等を利用して自宅等で会議内容の視聴が可能となるよう配信システムを構築するもの。

#### (3) 内容

別添「かほく市議会本会議オンライン配信システム構築業務仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。(ただし、令和9年第1回定例会初日までに動作確認が出来ること。) また、受注者の責めに帰さない事由により資材の調達等が困難となった場合はその都度協議する。

#### (5) 提案上限額

25,190,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

### 2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 本公告日から契約締結の日までの間に、市の指名停止措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (4) 地方議会において同種業務の実績があること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (6) かほく市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### 3 スケジュール

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 公告・募集開始     | 令和8年6月 9日（火）        |
| (2) 現場の見学会      | 令和8年6月22日（月）・24日（水） |
| (3) 質問の提出期限     | 令和8年6月26日（金）        |
| (4) 質問の回答期限     | 令和8年7月 1日（水）        |
| (5) 参加申込書の提出期限  | 令和8年7月 8日（水）        |
| (6) 企画提案書の提出期限  | 令和8年7月17日（金）        |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年7月23日（木）【予定】    |
| (8) 結果通知        | 審査後5日以内（土日祝日を除く。）   |
| (9) 契約交渉・契約     | 令和8年8月上旬【予定】        |

### 4 現場の見学会に関する事項

- (1) 開催日時 令和8年6月22日（月）・24日（水）  
午前10時から午後4時まで  
（ただし正午から午後1時までを除く）
- (2) 見学場所 市役所本庁舎2階議場・2階議会会議室
- (3) 見学方法
- ① 見学を希望する場合は、令和8年6月16日（火）午後5時までに、会社名、見学人数及び希望時間を電子メールで申し出ること。
  - ② 見学会は、先着順で受付け、2時間を上限とする。
  - ③ 見学会では、簡易な質問以外は受付けない。
  - ④ 業務に必要な測量等については、自己で実施すること。

### 5 質問・回答に関する事項

- (1) 質問
- ① 提出期限 令和8年6月26日（金）午後5時
  - ② 提出書類 質問書（様式1）
  - ③ 提出方法 電子メール
- (2) 回答
- ① 回答期限 令和8年7月 1日（水）午後5時
  - ② 回答方法 電子メールで回答し、当該内容を市ホームページに掲載

## 6 参加申込書に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年7月 8日(水) 午後5時
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を各1部
  - ① 参加申込書(様式2)
  - ② 誓約書(様式3)
  - ③ 会社概要書(任意様式)
  - ④ 2の(4)が確認できる書類
  - ⑤ 2の(5)を証明する書類
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便を推奨)

## 7 企画提案書に関する事項

- (1) 提出期限 令和8年7月17日(金) 午後5時
- (2) 提出書類 次に掲げる書類を正本各1部、副本各10部
  - ① 企画提案書(任意様式)
  - ② 提案見積書(任意様式・作成方法は(4)の⑤参照)
  - ③ 保守運用に関する提案書・参考見積書(任意様式)

※①～③については別途電子データをCD等に保存したものを1部提出すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留郵便を推奨)
- (4) 留意事項
  - ① 企画提案は、1提案者につき1提案とする。
  - ② 企画提案書のサイズは、日本産業規格A4(A3の場合は折込)とする。
  - ③ 企画提案書の内容は、30ページ以内でできる限り平易な用語を用いることとし、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書きを付すこと。
  - ④ 企画提案書には、工期案を示すこと。
  - ⑤ 提案見積書の見積金額は、消費税額及び地方消費税額を含めたものとし、一式表記ではなく、見積明細も明らかにすること。
  - ⑥ 保守運用に関する提案書・参考見積書は、一式表記ではなく、保守・運用の方法を明記した上で、明細表記とすること。
  - ⑦ 企画提案書には、参加者を特定することができる内容の記述(特定の者と判別できる記号やふちどり等を含む)がある場合は失格とする。
  - ⑧ 提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は、認めない。

## 8 辞退に関する事項

辞退する場合は、プレゼンテーション審査の日の前日正午までに辞退届（様式4）を提出すること。

## 9 プレゼンテーション審査に関する事項

- (1) 実施日 令和8年7月23日（木）【予定】
- (2) 実施場所 市役所本庁舎3階 302会議室【予定】
- (3) 実施時間 1提案者につき30分のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を行う
- (4) 留意事項
  - ① プレゼンテーションは、7の（2）のほか、実機・デモ機・スクリーン・プロジェクタ等を使用することができる。その際、スクリーン・プロジェクタ・コンセントについては本市で用意するが、その他の機材等については提案者が準備すること。
  - ② プレゼンテーション等において、参加者を特定することができる内容の発言等をしてはならない
  - ③ オンライン・リモートによるプレゼンテーションは、認めない。
  - ④ 実施場所への入室時間（準備時間）等の詳細については、提案者に別途電子メールで通知する。

## 10 選定方法に関する事項

- (1) 選定の方法
  - ① 「かほく市議会本会議オンライン配信システム構築業務評価項目及び配点」（別添）に基づき評価を行う。
  - ② 評価において、集計点が最も高い者を優先交渉者として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合  
審査は実施するものとし、評価の集計点が満点の6割以上であれば、優先交渉者に選定する。
- (3) 結果の通知  
審査後5日以内（土日祝日を除く。）に郵送で通知し、優先交渉者を市ホームページに記載する。

#### 1 1 企画提案の失格又は無効に関する事項

次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提案者が審査関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 提出した書類等に虚偽の記載その他本要領に違反する内容があった場合

#### 1 2 契約交渉・契約に関する事項

- (1) 10の選定の結果、優先交渉者となった者と契約締結の交渉を行う。契約内容については、協議の過程において、企画提案書等と変更が生じることがある。なお、当該交渉が不調となった場合は次点の提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約書は、別に定める。

#### 1 3 その他の留意事項

- (1) 本業務への提案等に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、かほく市情報公開条例（平成16年条例第7号）に基づく情報開示請求の対象となる。
- (4) 提出された書類等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本市は、本業務に必要と認める範囲において、当該書類等の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。
- (5) 選定経過及び結果に関する質問及び異議申立て等は、一切受付けない。
- (6) 本公募は令和8年度6月補正予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続きを行うものであり、予算が成立しない場合、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

#### 1 4 担当部署

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地  
かほく市 総務部 情報推進課情報推進係  
TEL：076-283-7112 FAX:076-283-6745  
電子メール：jouhou@city.kahoku.lg.jp